## 第34回八幡市農業委員会議事録

令和5年5月8日(月) 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村信幸

前書は令和5年5月8日開催の第34回八幡市農業委員会総会の 議事録に相違ないことを承認します。

署名委員	(長村	信幸)	
署名委員	(西川	吉之)	
署名委員	(佐野	文昭)	

## 案件

議案第 106 号 農地法第 3 条許可申請審議の件 議案第 107 号 農地法第 5 条許可申請審議の件

議案第108号 非農地証明願い承認の件 議案第109号 農用地利用権設定について

報 告 農地法第5条届出書について 報 告 合意解約通知書について

## 出席農業委員

 奥村
 芳治
 上野
 信昭
 西村
 伸一
 古里
 治彦

 猪飼
 美和子
 森田
 正彦
 西川
 吉之
 佐野
 文昭

関東 豊則 長村 信幸 前田 孝文

欠 席

西川 茂男 吉川 俊孝 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮 吉川 栄樹 西村 忠雄 髙井 賢治

關西 保博 金谷 泰宏 堀口 雅智

欠 席

小里 隆信

事務局

西岡 賢治 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長 ただ今より、第34回八幡市農業委員会総会を開催いたします。

(長村会長) 本日の、農業委員の出席は、11 名ですので、本総会は、成立しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号9番 西川吉之委員と議席番号10番 佐野文昭委員にお願いします。

議長
それでは、議事に入らせていただきます。

まずはじめに、「議案第 106 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」を 議題といたします。

事務局に朗読説明を求めます。

事務局 (事務局 朗読)

申請物件の所在 八幡中ノ町 地目は田、面積495 ㎡ 外1筆

譲渡人 〇〇〇〇氏

譲受人 〇〇〇〇氏

(法説明)

譲受人である○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。

また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。

議 長 ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興 ただ今の案件につきまして、5月2日に部会を開催し、審議した結果、 部会長 部会として異議はありません。

議 長 農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同 (異議ナシ)

議長 「異議ナシ」でございますので、「議案第 106 号 農地法第 3 条許可申 請審議の件」につきましては、許可することといたします。

議 長 次に「議案第 107 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」のうち上奈良 長池、内里日向堂の件を議題といたします。

事務局に朗読説明を求めます。

事務局 (事務局 朗読)

申請物件の所在 上奈良長池 地目は畑、面積 163 m² 外 12 筆 (合計面積 3, 223. 67 m²)

賃貸人 〇〇〇〇氏 外5人

賃借人 (株)○○○○

転用目的 建設機械置場及び倉庫建設 (法説明)

本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第 2項第1号口(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の 傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。

議長

ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。

農地転用 部会長

ただ今の案件につきまして、4月27日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。

議長

農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同 (異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第107号 農地法第5条許可申 請審議の件」のうち上奈良長池、内里日向堂の件につきましては本委員 会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたし ます。

議長

次に「議案第107号 農地法第5条許可申請審議の件」のうち戸津水 戸城、木戸口、南代の件を議題といたします。

議長

本案件につきましては、「○○○○委員」に関係がありますので、○ ○○○委員の退室をお願いします。

(○○○○委員 退室)

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

申請物件の所在 戸津水戸城 地目は田、面積 2,309 ㎡ 外 115 筆 譲渡人 〇〇〇〇氏 外 78 人

譲受人 

申請物件の所在 戸津木戸口 地目は田、面積 759 ㎡ 外6筆 賃貸人 〇〇〇〇氏 外2人

賃借人 〇〇〇〇㈱

転用目的 物流倉庫建築 (合計面積 108, 111. 41 m²)

(法説明)

本件につきましては、市街化調整区域にある農地で許可基準は、農地 法第5条第2項第1号イに該当いたします。なお今回の案件につきまし ては、農地法施行令第11条第1項第2号ハの農地の転用の不許可の例外並びに農地法施行規則第35条第1項第4号イの特別の立地条件を必要とする事業に該当することから、許可対象と考えられます。

議 長 ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。

農地転用 ただ今の案件につきまして、4月27日に部会を開催し、審議した結 部会長 果、部会として異議はありません。

議長 農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同 (異議ナシ)

議長「異議ナシ」でございますので、「議案第107号 農地法第5条許可申請審議の件」のうち戸津水戸城、木戸口、南代の件につきましては本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。

議 長それでは○○○委員の入室をお願いします。(○○○○委員 入室)

議長 次に「議案第 108 号 非農地証明願い承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局 朗読)

願出物件の所在 男山美桜 地目は畑、面積 309 ㎡ 外 5 筆 (合計面積 1,854 ㎡) 願出人 ○○○○氏

(説 明)

本件につきましては、平成16年以前より雑種地として使用しているため非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。

議 長 ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。

農地転用 ただ今の案件につきまして、4月27日に部会を開催し、審議した結 部会長 果、部会として異議はありません。

議 長 農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同 (異議ナシ)

議 長 「異議ナシ」でございますので、「議案第108号 非農地証明願い承認

の件」につきましては、承認することといたします。

議長

次に「議案第 109 号 農用地利用権設定について」を議題といたします。

「議案第109号 農用地利用権設定について」のうち、借り手が「㈱ ○○○○」になっている案件を議題といたします。

本件につきましては、○○○○委員に関係がありますので、○○○○ 委員の退室をお願いします。

(○○○●委員 退室)

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

令和5年4月14日付けで八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。

ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興 部会長

ただ今の案件につきまして、5月2日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。

事務局

農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同

(異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第 109 号 農用地利用権設定について」の借り手が「㈱〇〇〇」になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。

それでは、○○○○委員の入室をお願いします。

(○○○○委員 入室)

議長

続きまして、「議案第 109 号 農用地利用権設定について」でございますが、次は、借り手が「○○○○」氏になっている案件を議題といたします。

本件につきましては、○○○○委員に関係がありますので、○○○○ 委員の退室をお願いします。

(○○○○委員 退室)

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。

議長

ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興

先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。

部会長

議 長 農業振興部会の意見は異議ナシであります。

他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同

(異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第 109 号 農用地利用権設定について」の借り手が「○○○○」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。

それでは、○○○○委員の入室をお願いします。

(○○○○委員 入室)

議長

続きまして、「議案第 109 号 農用地利用権設定について」でございますが、次は、借り手が「〇〇〇〇」氏になっている案件を議題といたします。

本件につきましては、○○○○委員に関係がありますので、○○○○ 委員の退室をお願いします。

(○○○委員 退室)

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。

議長

ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興 部会長

先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。

議長

農業振興部会の意見は異議ナシであります。他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同

(異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第 109 号 農用地利用権設定について」の借り手が「〇〇〇〇」氏になっている利用権設定につきましては、妥当である旨、回答いたします。

それでは、○○○○委員の入室をお願いします。

(○○○○委員 入室)

議長

続きまして、「議案第109号 農用地利用権設定について」でござい ますが、次は、借り手が「○○○○」氏になっている案件を議題といた します。

本件につきましては、○○○○委員に関係がありますので、○○○○ 委員の退室をお願いします。

(○○○○委員 退室)

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画 について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化 促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。

議長

ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興 部会長

先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。

議長

農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同

(異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第109号 農用地利用権設定 について」の借り手が「○○○○」氏になっている利用権設定につきま しては、妥当である旨、回答いたします。

それでは、○○○○委員の入室をお願いします。

(○○○○委員 入室)

議長

続きまして、「議案第109号 農用地利用権設定について」の残りの 案件を一括で議題といたします。

議長

事務局に朗読説明を求めます。

事務局

(事務局 朗読)

本件につきましても、先程と同様、八幡市長より農用地利用集積計画 について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化 促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。

議長

ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興

先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。

部会長

議長

農業振興部会の意見は異議ナシであります。他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同

(異議ナシ)

議長

「異議ナシ」でございますので、「議案第109号 農用地利用権設定について」の残りの案件の利用権設定については、すべて妥当である旨、回答いたします。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。

事務局

(事務局 報告)

「農地法第5条届出書について」

農地法第5条届出書は、露天駐車場の転用目的で令和5年3月16日 に受理通知を行いました。

「農地法第18条の6項の規定による合意解約通知書について」

「合意解約通知書について」

議長

最後に何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして、第34回八幡市農業 委員会総会を終了いたします。